

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記 1. ～97. (略) 98. 適用関係告示第15条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成30年9月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 平成30年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 平成30年10月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年9月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (4) 平成30年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの <u>(5) 平成30年9月30日以前に「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日 国自審第535号）別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」（以下、多仕様自動車型式指定という。）に基づく取扱いを受けた自動車（車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）</u> <u>(6) 平成30年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成30年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>(7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車であって、平成35年9月30日以前に製作されたもの</u> 99. 適用関係告示第29条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。以下この項において同じ。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下	記 1. ～97. (略) 98. 適用関係告示第15条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成30年9月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 平成30年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 平成30年10月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年9月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (4) 平成30年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの (新設) (新設) (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車であって、平成35年9月30日以前に製作されたもの 99. 適用関係告示第29条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。以下この項において同じ。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下

この項において同じ。) にあつては平成33年4月7日) 以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月8日) 以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (4) 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月8日) 以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。)
- (6) 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月8日) 以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

100. 適用関係告示第51条の3第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年3月7日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年3月7日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成30年3月8日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年3月7日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成30年3月8日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成30年3月7日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

この項において同じ。) にあつては平成33年4月7日) 以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月8日) 以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (4) 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月8日) 以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年4月7日) 以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (新設)

(新設)

- (5) 型式指定を受けた自動車、型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

100. 適用関係告示第51条の3第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年3月7日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年3月7日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成30年3月8日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年3月7日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成30年3月8日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成30年3月7日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

- (5) 平成30年3月7日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（車両接近通報装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 平成30年3月8日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成30年3月7日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

101. 適用関係告示第20条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあっては平成29年11月15日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあっては平成29年11月15日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあっては平成29年11月15日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席ベルト取付装置及び座席ベルトに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

102. 適用関係告示第5条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成31年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (4) 平成31年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、

車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

(新設)

(新設)

- (7) 型式指定を受けた自動車、型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

101. 適用関係告示第20条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあっては平成29年11月15日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
 - (2) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあっては平成29年11月15日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (新設)

102. 適用関係告示第5条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成31年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (4) 平成31年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、

操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(5) 平成31年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）

(6) 平成31年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(7) 型式指定を受けた自動車、型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

103. 適用関係告示第12条第13項、第14条第18項及び第15条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5t未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取り扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(5) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自

操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(新設)

(新設)

(新設)

103. 適用関係告示第12条第13項、第14条第18項及び第15条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5t未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取り扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(新設)

動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）

(6) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成39年8月31日以前に製作されたもの

104. 適用関係告示第13条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取り扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(5) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、

（新設）

(5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成39年8月31日以前に製作されたもの

104. 適用関係告示第13条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取り扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

（新設）

<u>この項において同じ。）</u> (6) <u>平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> (7) <u>型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成39年8月31日以前に製作されたもの</u> 105. (略) 106. <u>適用関係告示第9条第50項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u> (1) <u>平成30年10月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車</u> (2) <u>平成30年10月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</u> 107. <u>適用関係告示第20条第21項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</u> (1) <u>平成32年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</u> (2) <u>平成32年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</u> (3) <u>平成32年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成32年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの</u> (4) <u>平成32年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成32年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの</u> (5) <u>平成32年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）</u> (6) <u>平成32年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成32年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの</u> (7) <u>平成32年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、平成32年9月1日以降にその性能について変更のないもの</u> 108. <u>適用関係告示第20条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、</u>	(新設) (5) <u>型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成39年8月31日以前に製作されたもの</u> 105. (略) (新設) (新設) (新設) (新設)
---	--

次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成34年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成34年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成34年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成34年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (4) 平成34年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成34年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (5) 平成34年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 平成34年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成34年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (7) 平成34年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、平成34年9月1日以降にその性能について変更のないもの

附 則

本改正規定は、平成29年6月22日より施行する。

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について
(概要)

1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。)に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用を進めているところです。

今般、協定規則のうち、新たに「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則(第 110 号)」を採用することとしました。また、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第 170 回会合において、「座席ベルトに係る協定規則(第 16 号)」、「年少者用補助乗車装置に係る協定規則(第 44 号)」(以下「旧チャイルドシート規則」という。),「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則(第 129 号)」(以下「新チャイルドシート規則」という。),「二輪の制動装置に係る協定規則(第 78 号)」等の改訂が採択されたところです。

このため、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。),装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)、道路運送車両法関係手数料規則(平成 28 年国土交通省令第 17 号)、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

I. 道路運送車両の保安基準等の改正

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等に関する改正(細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係)

「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車の安全基準に係る協定規則(第 110 号)」の採用に伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下「CNG 自動車」という。)
- 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下「LNG 自動車」という。)

【改正概要】

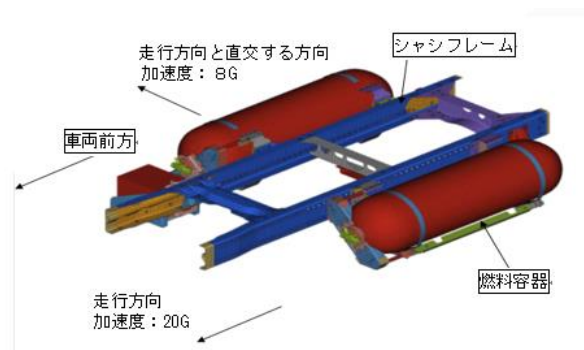
- CNG自動車に備えるガス容器に関する基準について、ガス容器の取付方法等以外に関する基準についても、協定規則第110号の技術的要件に適合しなければならないこととします。※

- LNG自動車に備えるガス容器に関する基準を新設し、当該ガス容器は燃料満載時に下表の加速度に耐えられるよう取り付けなければならない等、協定規則第110号の技術的要件に適合しなければならないこととします。

※ ガス容器の取付方法等に係る基準は既に協定規則第 110 号を採用済

乗用自動車	貨物自動車	基準
乗車定員9人以下のもの	車両総重量 3.5t 以下のもの	・走行方向に 20G ・走行方向と直交する水平方向に8G
乗車定員9人を超え、 車両総重量5t 以下のもの	車両総重量 3.5t を超え、 12t 以下のもの	・走行方向に 10G ・走行方向と直交する水平方向に5G
乗車定員9人を超え、 車両総重量5t を超えるもの	車両総重量 12t を超えるもの	・走行方向に 6.6G ・走行方向と直交する水平方向に5G

(乗車定員 9 人以下の乗用自動車、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車の例)



【適用時期】

新 型 車：平成 32 年 3 月 1 日

継続生産車：平成 33 年 3 月 1 日

(2) 座席ベルトに関する改正（保安基準第 22 条の 3、細目告示第 30 条、第 108 条、第 186 条関係）

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」が改訂されたことに伴い、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置（以下「シートベルトリマインダー」という。）について、当該装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大^{※1}します。

※1 現行の規定では乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び小型又は軽の貨物自動車の運転者席のみ対象

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）

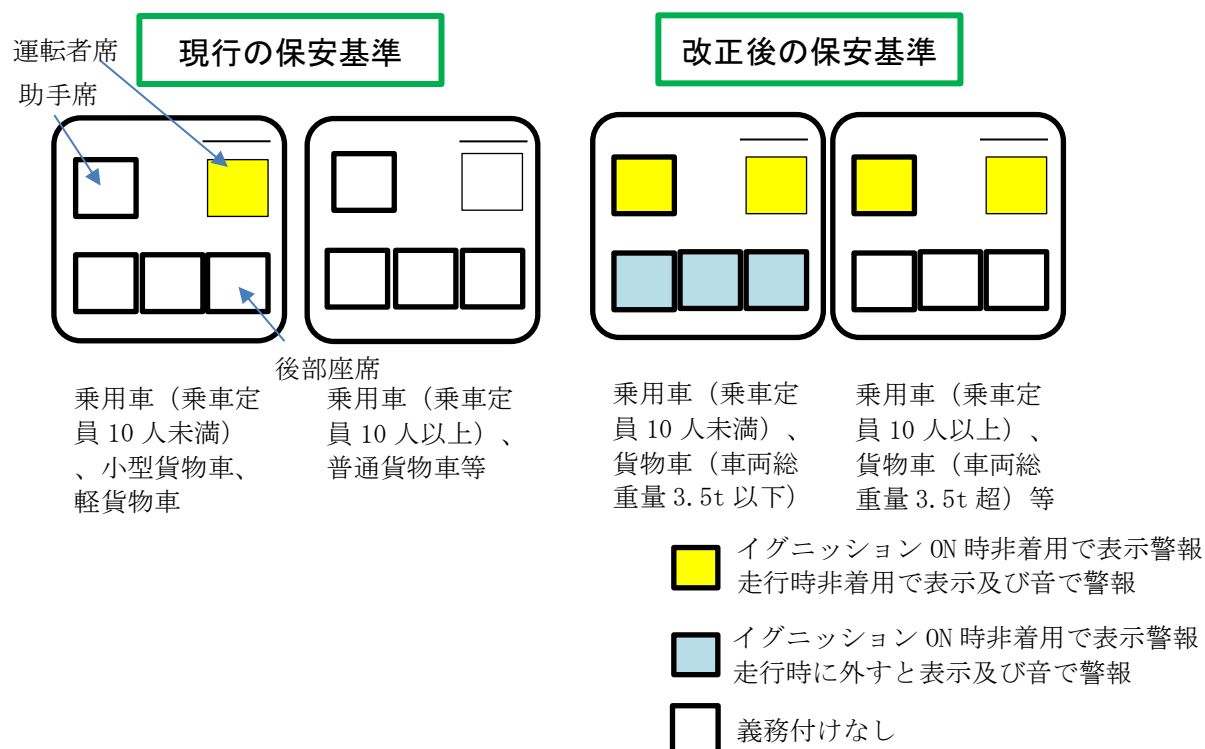
【改正概要】

- 自動車の運転者席及び助手席並びにこれらと並列の座席について、イグニッション ON 時非着用の場合に表示で警報を、走行時非着用の場合に表示及び音で警報を行うシートベルトリマインダーを備えなければならないこととします。^{※2}

- 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物自動車の後部座席について、イグニッション ON 時非着用の場合に表示で警報を、走行時に座席ベルトを外すと表示及び音で警報を行うシートベルトリマインダーを備えなければならないこととします。^{※3}

※2 車いす移動車の座席等の一部の座席は対象外

※3 キャンピングカー及び霊柩車の後部座席は対象外



【適用時期】

新型車：平成 32 年 9 月 1 日[※]

※取外し可能な座席等を備えた自動車については、当該座席部分は平成 34 年 9 月 1 日以降の新型車に適用

（3）年少者用補助乗車装置に関する改正（保安基準第 22 条の 5、細目告示第 32 条、第 110 条、第 188 条関係）

旧チャイルドシート規則及び新チャイルドシート規則が改訂されたことに伴い、これらの規則の基準を満たさなければならない年少者用補助乗車装置（以下「チャイルドシート」という。）の範囲を拡大等します。

【適用範囲】

- ISOFIX チャイルドシート（チャイルドシート取付具で取り付けるチャイルドシート）

【改正概要】

- ① 非一体型汎用 ISOFIX チャイルドシートに係る基準について、現行の規定においては、旧チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととし、走行方向からの衝突時に一定の保護性能を有する必要がありますが、改正後

は新チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととし、走行方向と直交する方向からの衝突時にも一定の保護性能を有さなければならないこととします。

- ② 一体型汎用 ISOFIX チャイルドシートに係る基準について、現行の規定においては、旧チャイルドシート規則又は新チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととされていますが、改正後は新チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととします。
- ③ 最高速度 20km/h 未満の自動車については、チャイルドシート取付具を設置しなくてもよいこととします。



非一体型汎用
ISOFIXチャイルド
シートの例



一体型汎用 ISOFIX
チャイルドシート
の例

【適用時期】

- ① : 平成 34 年 9 月 1 日
- ② : 平成 29 年 9 月 1 日
- ③ : 公布日

(4) 制動装置に関する改正（細目告示第 15 条、第 93 条、第 242 条、第 258 条関係）

「二輪自動車の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車（エンデュロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車※を除く。）及び原動機付自転車

※オフロード競技用の二輪自動車

【改正概要】

- 二輪自動車等について、アンチロックブレーキシステム（ABS）の作動を停止させることができる機能を原則として有してはならないこととします。

【適用時期】

新 型 車 : 平成 30 年 9 月 1 日
継続生産車 : 平成 33 年 9 月 1 日

(5) 窓ガラスの貼付物に関する改正（細目告示第 39 条、第 117 条、第 195 条関係）

車室内の運転者のドライブレコーダーの映像が、効果的な運転者への安全運転指導

や事故調査・分析等に利活用されることに鑑み、前面ガラスに車室内の運転者の状況に係る状況を入手するためのカメラを設置することができるよう、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 前面ガラスを有する自動車（被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 事故時や運行中の運転者の状況に係る情報を入手するためのカメラについて、道路及び交通状況に係る情報を入手するためのカメラの設置が認められている範囲と同一の範囲※に限り、前面ガラスに設置することができることとします。

※車室内後写鏡により遮へいされる範囲等のほか、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長 20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって、車両中心面と平行な面上のガラスの開口部から 150mm 以内の範囲

【適用時期】

- 公布日

（6）その他

- タイヤの回転部分が当該部分の直上の車体より外側方向にはみ出してはならないことについて、ラベリング等の厚み部分にはみ出しに含まないものとする改正を行い、公布日から適用します。
- 自動車の排気管の向きに係る基準を廃止し、公布日から適用します。
- 既に日本が採用している以下の各協定規則について項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、形式的な改正を行います。

【改訂された協定規則】

- ・ 後写鏡等及び後写鏡等取付装置に係る協定規則（第 46 号）
- ・ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）
- ・ 操作装置に係る協定規則（第 121 号）
- ・ バス座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 80 号）

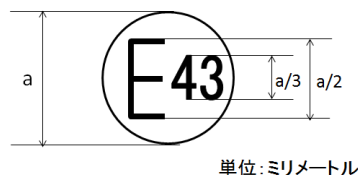
Ⅱ. 装置型式指定規則の改正

「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第 110 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととし、これに伴う項目の整理等、所要の改正を行います。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、CNG 自動車及び LNG 自動車に備える燃料制御保護装置及び燃料タンク取付装置を追加します。
- 「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス自動車の安全基準に係る協定規則（第 110 号）」に基づき認定された CNG 自動車及び LNG 自動車に備える燃料制御保護装置及び燃料タンク取付装置は、型式指定を受けたものとみなすこととします。

- 座席ベルト、二輪自動車の制動装置及びチャイルドシートについて、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 型式指定を受けたものであることを示す特別な表示（下図の様式）について、CNG 自動車及び LNG 自動車に備える燃料制御保護装置及び燃料タンク取付装置のものは $a \geq 8$ とします。



Ⅲ. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1 型式につき 12.5 万円から 64.2 万円までの範囲で規定することとします。

3. スケジュール

公布：平成 29 年 6 月 22 日

施行：平成 29 年 6 月 22 日（（1）については平成 29 年 6 月 30 日）

※協定規則（原文）については次のとおりです。

<http://www.unece.org/trans/areas-of-work/wp29/working-parties-and-documents/world-forum-for-harmonization-of-vehicle-regulations-wp29/adopted-proposals/170th-session-nov-2016.html>

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

平成 29 年 6 月
技 術 政 策 課

1. 改正概要

下表の保安基準・細目告示の改正項目について、適用関係を整理・制定する。

保安基準・細目告示の改正項目	適用関係整理告示の改正箇所	対象
制動装置（細目告示第 15 条及び第 93 条関係）	協定規則第 78 号第 4 改訂版の要件に適合しなければならない自動車の適用を整理（第 9 条第 50 項）	二輪自動車（エンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く） 新 型 車：平成 30 年 10 月 1 日 継続生産車：平成 33 年 10 月 1 日
座席ベルト等（保安基準第 22 条の 3、細目告示第 30 条、第 108 条、第 186 条関係）	協定規則第 16 号第 7 改訂版の要件に適合しなければならない自動車等の適用を整理（第 20 条第 21 項、22 項関係）	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く） 新 型 車：平成 32 年 9 月 1 日 取り外し可能な座席等 新 型 車：平成 34 年 9 月 1 日

上表の他、多仕様自動車に関する適用整理の追加等、所要の改正を行う。

2. スケジュール

施行：平成 29 年 6 月 22 日

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」の一部改正について

平成 29 年 6 月
技 術 政 策 課

1. 改正概要

下表の保安基準・細目告示の改正項目について、適用関係を整理・制定する。

保安基準・細目告示の改正項目	適用関係整理告示の改正箇所	対象・適用年月日
制動装置（細目告示第 15 条、第 93 条、第 242 条、第 258 条関係）	協定規則第 78 号第 4 改訂版の要件に適合しなければならない自動車の適用を整理（第 9 条第 50 項）	二輪自動車（エンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く）及び原動機付自転車 新 型 車：平成 30 年 10 月 1 日 継続生産車：平成 33 年 10 月 1 日
牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（細目告示第 94 条関係）	連結した場合における協定規則第 13 号第 11 改訂版補足第 14 改訂版の要件の適用を整理（第 10 条第 5 項関係）	牽引自動車と指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものを連結した場合は、当分の間、適用しない
高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置（細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係）	協定規則第 110 号第 2 改訂版の要件に適合しなければならない自動車の適用を整理（第 13 条第 4 項関係）	圧縮天然ガスを燃料とする自動車 新 型 車：平成 32 年 3 月 1 日 継続生産車：平成 33 年 3 月 1 日
座席ベルト等（保安基準第 22 条の 3、細目告示第 30 条、第 108 条、第 186 条関係）	協定規則第 16 号第 7 改訂版の要件に適合しなければならない自動車等の適用を整理（第 20 条第 21 項、22 項関係）	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く） 新 型 車：平成 32 年 9 月 1 日 取り外し可能な座席等 新 型 車：平成 34 年 9 月 1 日
年少者用補助乗車装置（細目告示第 32 条、第 110 条関係）	協定規則第 129 号第 2 改訂版の要件に適合しなければならない自動車に備えるチャイルドシートの適用を整理（第 22 条第 2	平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された一体型汎用 ISOFIX チャイルドシート

	項関係)	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（細目告示第41条、第119条、第197条、第243条、第259条、第275条関係）	排気管の向きに関する適用の整理を削除（第28条第1項関係）	自動車、原動機付自転車

上表の他、協定規則の改訂等に伴い、関連する装置に係る適用関係の整理等を行う。

2. スケジュール

公布：平成29年6月22日

施行：公布の日（第13条第4項の改正規定は平成29年6月30日）

「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」の一部改正について

平成 29 年 6 月
技 術 政 策 課

1. 改正概要

下表の保安基準・細目告示の改正項目について、基準緩和告示の規定を改正する。

保安基準・細目告示の改正項目	基準緩和告示の改正内容	対象
年少者用補助乗車装置（保安基準第 22 条の 5 関係）	ISOFIX 取付具装備の規定を廃止	最高速度が 20 キロメートル毎時未満の自動車
座席（保安基準 22 条関係）	横向き座席の規定の追加 （細目告示第 106 条第 1 項第 4 号及び細目告示第 184 条第 1 項第 4 号の規定）	最高速度が 20 キロメートル毎時未満の自動車
高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置（保安基準第 17 条関係）	高圧ガスタンクへの車載容器総括証拠貼付の規定の追加	圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車 圧縮水素ガスを燃料とする自動車

2. スケジュール

公布：平成 29 年 6 月 22 日

施行：公布の日（第 2 条の改正規定は平成 29 年 6 月 30 日）

○国土交通省令第三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）並びに第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこのように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前	
（座席ベルト等） 第二十二条の三（略） 2・4（略） 5 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（告示で定めるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。	自動車の種類 座席の種類	（座席ベルト等） 第二十二条の三（略） 2・4（略） 5 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員十人未満の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。	運転者席及びこれと並列の座席
（年少者用補助乗車装置等） 第二十二条の五 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、力タビラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならない。ただし、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この項において同じ。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあつては、この限りでない。 2・3（略）		（年少者用補助乗車装置等） 第二十二条の五 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、力タビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならない。ただし、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この項において同じ。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあつては、この限りでない。 2・3（略）	

〔車線逸脱警報装置〕 第四十三条の六 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに車線逸脱警報装置（自動車が行行中に車線からの逸脱を防止する旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。以下この条において同じ。）を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに車線逸脱警報装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものには、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する車線逸脱警報装置を備えなければならない。ただし、高速道路等において運行しない自動車にあつては、この限りでない。	
（特定装置の種類） 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 五の六（略） 五の七 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。） 五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス燃料自動車、液化天然ガス燃料自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。） 五の九 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料制御保護装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。） 五の十 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク取付装置（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。） 五の十一 五の十九（略） 六 四十六（略）	改正後
（特定装置の種類） 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 五の六（略） 五の七 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。） 五の八 法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。） （新設） （新設） 五の九 五の十七（略） 六 四十六（略）	改正前

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一、四の三 (略)	(略)
四の四 (略)	第七十八号第四改訂版
五、五の六 (略)	(略)
五の七 第二条第五号の七の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の八 第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の九 第二条第五号の九の燃料制御保護装置	第一百十号第二改訂版
五の十 第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	
五の十一 第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	(略)
五の十二 第二条第五号の十二の衝突時の車両火災防止装置	(略)
五の十三 第二条第五号の十三の電波障害防止装置	(略)
五の十四 第二条第五号の十四の原動機用蓄電池	(略)
五の十五 第二条第五号の十五の感電防止装置	
五の十六 第二条第五号の十六のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十七 第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一、四の三 (略)	(略)
四の四 (略)	第七十八号第三改訂版
五、五の六 (略)	(略)
五の七 第二条第五号の七の燃料タンク	第三十四号第三改訂版
五の八 第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
五の九 第二条第五号の九の燃料タンク取付装置	(略)
五の十 第二条第五号の十の衝突時の車両火災防止装置	(略)
五の十一 第二条第五号の十一の電波障害防止装置	(略)
五の十二 第二条第五号の十二の原動機用蓄電池	(略)
五の十三 第二条第五号の十三の感電防止装置	
五の十四 第二条第五号の十四のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十五 第二条第五号の十五のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

五の十八 <u>第二条第五号の十八</u> のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十九 <u>第二条第五号の十九</u> のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
六、十三の三 (略)	(略)
十三の四 (略)	<u>第十六号第七改訂版</u>
十四 (略)	(略)
十四の二 (略)	<u>第二百十九号第二改訂版</u>
十五、三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8 以上
第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十二の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十三の電波障害防止装置	
第二条第五号の十四の原動機用蓄電池	(略)
第二条第五号の十五の感電防止装置	(略)
第二条第五号の十六のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十七のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

五の十六 <u>第二条第五号の十六</u> のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
五の十七 <u>第二条第五号の十七</u> のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
六、十三の三 (略)	(略)
十三の四 (略)	<u>第十六号第六改訂版</u>
十四 (略)	(略)
十四の二 (略)	<u>第二百十九号改訂版</u>
十五、三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8 以上
第二条第五号の八の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の燃料タンク取付装置	
第二条第五号の十の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十一の電波障害防止装置	(略)
第二条第五号の十二の原動機用蓄電池	(略)
第二条第五号の十三の感電防止装置	
第二条第五号の十四のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十五のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

第二条第五号の十八のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	
第二条第五号の十九のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
(略)	
(略)	
(略)	(略)

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)

第三条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

改正前

別表第一		別表第一	
自動車審査試験項目		自動車審査試験項目	
一、四 (略)	(略)	一、四 (略)	(略)
五 保安基準第三条、第五条、第七条、第八条 第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第七項及び第八項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二條の二、第二十二條の三第二項及び第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む)、第二十二條の五第一項、第二十三条、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十一条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四項、第四十二条、第四十三条第四項、第四十三條の二、第四十三條の四第二項、第四十五条第	(略)	五 保安基準第三条、第五条、第七条、第八条 第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第七項及び第八項、第十八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二條の二、第二十二條の三第二項及び第三項、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条第二項、第三十一条第一項、第四項、第六項及び第七項、第三十一条の二、第四十一条の二第一項、第二項及び第四項、第四十二条、第四十三条第四項、第四十三條の二、第四十三條の四第二項、第四十九條並びに第五十條に定	(略)

一項、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	
六十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	(略)
三十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	(略)
三十四 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験	(略)
六十七 削除	削除
六十八 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験	(略)
備考 一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八條の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	
第五十八号	(略) 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一 インストールメントパネルに係る試験 十二万五千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 十二万五千円

める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	
六十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	(略)
三十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	(略)
三十四 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験に限る。）	(略)
六十七 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
六十八 保安基準第二十二條の三第五項に定める基準に係る試験	(略)
備考 一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八條の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	
第五十八号	(略) 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一 インストールメントパネルに係る試験 十二万五千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 十二万五千円

第六十六号	
(略)	十二万五千元(専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。)
三・四(略)	

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一、十七の四 (略)	(略)	(略)
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円	
十七の六 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験(圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に係る試験に限る。)	四十七万七千円	
十七の七 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験(圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。)	十八万七千円	
十七の八 (略)	(略)	
十八、九十三 (略)		
備考 (略)		

(略)	(略)
三・四(略)	

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一、十七の四 (略)	(略)	(略)
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円	
十七の六 (略)	(略)	
十八、九十三 (略)		
備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年六月二十二日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。)に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省告示第六百四十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 目 録	各 目 録
第2章 自動車の保安基準 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目 (軸重等) 第7条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「<u>牽引自動車</u>の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である<u>牽引自動車</u>を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。 一 車軸の数が2又は3（<u>駆動軸の数が1であるものに限る。</u>）であること。 二・三 （略） 四 第5輪荷重を有するものであること。 (原動機及び動力伝達装置) 第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 一 原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 イ～ソ （略） ツ 協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.に限る。以下同じ。）又は協定規則第60号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。）が適用される自動車のテルテール（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）(第168条の表2の識別対象装置欄又は同条の表4の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。)が異常を示す点灯をしているもの。 二 （略） 2 （略） (操縦装置) 第12条 （略） 2 自動車（二輪自動車及び前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一 保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの（以下「<u>手動操作装置</u>」という。）は、協定規則第121号の技術的な要件に定める基準に適合すること。 二・三 （略） 3 （略） (制動装置) 第15条 （略） 2・3 （略）	第2章 自動車の保安基準 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目 (軸重等) 第7条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「<u>牽引自動車</u>の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。 一 車軸の数が2であること。 二・三 （略） (新設) (原動機及び動力伝達装置) 第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 一 原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 イ～ソ （略） ツ 協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.に限る。以下同じ。）又は協定規則第60号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。）が適用される自動車のテルテール（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）(第168条の表2の識別対象装置欄又は同条の表4の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。)が異常を示す点灯をしているもの。 二 （略） 2 （略） (操縦装置) 第12条 （略） 2 自動車（二輪自動車及び前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一 保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの（以下「<u>手動操作装置</u>」という。）は、協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第90条において同じ。）に定める基準に適合すること。 二・三 （略） 3 （略） (制動装置) 第15条 （略） 2・3 （略）

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km／h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデュール二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～8 （略）
（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第5項及び6項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十七 （略）
（削除）

2 （略）
3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
イ （略）
ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること
（1）～（3） （略）
（4） 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
二～五 （略）

4 （略）
5 圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km／h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデュール二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

5～8 （略）
（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第20条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
ただし、第2号から第17号までの規定は、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。

一～十七 （略）

十八 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版17.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.4.から6.11.までに限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

2 （略）
3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
イ （略）
ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること
（1）～（3） （略）
（4） 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
二～五 （略）

4 （略）
（新設）

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

6 液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
 - ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

（車枠及び車体）

第22条 （略）

2 （略）

3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。

- 一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備えるタイヤであって、協定規則第30号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。以下第100条及び178条において同じ。）に適合するもののサイドウォール部の文字、記号並びに保護帯及びリブの突出にあっては、突出していないものとみなす。

二・三 （略）

（新設）

（車枠及び車体）

第22条 （略）

2 （略）

3 次に該当する車枠及び車体は、前項第4号の基準に適合するものとする。

- 一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの

二・三 （略）

4・5 (略)

6 自動車（ボール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下この条、第100条第6項及び第178条第6項において同じ。）に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

（乗車装置）

第26条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、第5条第1項第4号から第6号までに掲げる場合以外の場合であっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に適合するものであればよい。

二・三 (略)

5 (略)

（座席）

第28条 (略)

一～三 (略)

四 自動車（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第1条第1項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人

4・5 (略)

6 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。）に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

（乗車装置）

第26条 (略)

2 保安基準第20条第4項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件（同規則改訂版補足第3改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、第5条第1項第4号及び同項第5号に掲げる場合以外の場合であっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に適合するものであればよい。

二・三 (略)

5 (略)

（座席）

第28条 (略)

一～三 (略)

四 自動車（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第1条第1項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人

のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。)、車両総重量3.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10 tを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則7. 4. に限る。)に適合するものにあつては、この限りでない。

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 (略)	(略)	(略)
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量5 t以下のもの(次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く。)	前向き座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 一 (略) 二 協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.、6. 及び7. (7. 4. を除く。))に限る。以下同じ。)に定める基準
	(略)	(略)
三～八 (略)	(略)	(略)

(座席ベルト等)

第30条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則8. 1. 2. 1.、8. 1. 6. 又は8. 1. 7. に限る。)に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 (略)

2・3 (略)

4 座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則6.、7. 及び8. 1. から8. 3. 6. まで(通路に設けられる補助座席にあつては6. 及び7. に限る。))に限る。第108条において同じ。)に定める基準とする。

のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。)、車両総重量3.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10 tを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則7. 4. に限る。)に適合するものにあつては、この限りでない。

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 (略)	(略)	(略)
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量5 t以下のもの(次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く。)	前向き座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 一 (略) 二 協定規則第80号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.、6. 及び7. (7. 4. を除く。))に限る。以下同じ。)に定める基準
	(略)	(略)
三～八 (略)	(略)	(略)

(座席ベルト等)

第30条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一 協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8. 1. 2. 1.、8. 1. 6. 又は8. 1. 7. に限る。)に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二 (略)

2・3 (略)

4 座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則6.、7. 及び8. 1. から8. 3. 6. まで(通路に設けられる補助座席にあつては6. 及び7. に限る。))に限る。第108条において同じ。)に定める基準とする。

5～7 (略)

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。)は適用しない。

9 (略)

10 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第7改訂版の規則8.4.(8.4.1.3.を除く。))に限る。)に定める基準とする。

11 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一 補助座席に備える座席ベルト

二 協定規則第16号(同規則第7改訂版の規則2.1.4.に限る。)に定める座席ベルト

三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席(同項第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

(年少者用補助乗車装置等)

第32条 年少者用補助乗車装置取付具(「ISOFIX取付装置」(回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。)、「ISOFIXトップテザー取付装置」(年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車の備える取付装置をいう。以下同じ。))及び「サポートレッグ接触面」(年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。)をいう。以下同じ。)の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車(第5条第1項第4号から第6号までに掲げる場合以外の場合における自動車に限る。))について座席(年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。))を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車の年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件(同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.3.8.に限る。))の規定は適用しないものとする。

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。)に定める基準とする。

5～7 (略)

8 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第4項の基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。)は適用しない。

9 (略)

10 運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては協定規則第16号の技術的な要件(同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則8.4.(8.4.1.1.を除く。))に限る。)に定める基準、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。))にあつては別添33「運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準」に定める基準とする。

(新設)

(年少者用補助乗車装置等)

第32条 年少者用補助乗車装置取付具(「ISOFIX取付装置」(回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。))、「ISOFIXトップテザー取付装置」(年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車の備える取付装置をいう。以下同じ。))及び「サポートレッグ接触面」(年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。)をいう。以下同じ。)の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。

ただし、保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車の年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件(同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.3.8.に限る。))の規定は適用しないものとする。

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の技術的な要件(同規則改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。)に定める基準とする。

(通路)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては第1号、その他の自動車にあっては第2号から第10号までに掲げるものとする。

一・二 (略)

三 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ・ロ (略)

四～十 (略)

4・5 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第41条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一 (略)

二 排気管は、車室内に配管されていないこと。

三 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実にでないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

(通路)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては第1号、その他の自動車にあっては第2号から第10号までに掲げるものとする。

一・二 (略)

三 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ・ロ (略)

四～十 (略)

4・5 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第41条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二 (略)

三 排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実にでないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

2 前部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪

2 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(前部上側端灯)

第46条 (略)

2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(昼間走行灯)

第46条の2 昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2 昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(前部反射器)

第47条 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第2項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添別紙3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値

(前部上側端灯)

第46条 (略)

2 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(昼間走行灯)

第46条の2 昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.（6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2 昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(前部反射器)

第47条 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条第2項の告示で定める基準は、別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添別紙3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値

の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

- 2 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（側方灯及び側方反射器）

第48条 （略）

- 2 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

- 3 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^{\circ}$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^{\circ}$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添60「前部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

- 2 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（側方灯及び側方反射器）

第48条 （略）

- 2 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

- 3 側方反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第35条の2第4項の告示で定める基準は、別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^{\circ}$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^{\circ}$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添62「側方反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.及び5.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

(駐車灯)

第52条 (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部上側端灯)

第53条 (略)

2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部反射器)

第54条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第2項の告示で定める基準は、別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添68「後部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添68「後部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

(駐車灯)

第52条 (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部上側端灯)

第53条 (略)

2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後部反射器)

第54条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第2項の告示で定める基準は、別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添68「後部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80％以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸（ $V=H=0^\circ$ ）を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80％以上の値でなければならない。」と読み替え、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添68「後部反射器の技術基準」の1.ただし書、2.16.、5.1.後段及び6.の規定は適用しないものとし、この場合において、別紙4の2.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」とあるのは、「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2.30.に限る。）」と読み替えるものとする。

動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（方向指示器）

第59条 （略）

2 （略）

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（非常点滅表示灯）

第61条 （略）

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（緊急制動表示灯）

第61条の2 （略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（方向指示器）

第59条 （略）

2 （略）

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（非常点滅表示灯）

第61条 （略）

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（緊急制動表示灯）

第61条の2 （略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後面衝突警告表示灯)

第61条の3 (略)

2 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ (略)

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十六 (略)

十七 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八～二十 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

第67条の2 (略)

2 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

(後写鏡等)

第68条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

(後面衝突警告表示灯)

第61条の3 (略)

2 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ (略)

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十六 (略)

十七 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八～二十 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

第67条の2 (略)

(新設)

(後写鏡等)

第68条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

- 2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 二 （略）
- 3 （略）
- 4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 第1項の後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。
- 二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。
- イ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができる。でき、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。
- ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
- ハ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
- ニ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が7.5tを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

- 2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 二 （略）
- 3 （略）
- 4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 第1項の後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。
- 二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。
- イ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができる。でき、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。
- ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
- ハ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
- ニ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が7.5tを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

ホ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1) 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2)・(3) （略）

三・四 （略）

5 （略）

6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

この場合において、車両総重量が7.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

（乗車定員及び最大積載量）

第81条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 （略）

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ （略）

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 （略）

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（軸重等）

第85条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2又は3（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること。

二・三 （略）

四 第5輪荷重を有するものであること。
（制動装置）

第93条 （略）

2・3 （略）

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連

ホ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1) 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2)・(3) （略）

三・四 （略）

5 （略）

6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

この場合において、車両総重量が7.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

（乗車定員及び最大積載量）

第81条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 （略）

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ （略）

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 （略）

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（軸重等）

第85条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2であること。

二・三 （略）

（新設）
（制動装置）

第93条 （略）

2・3 （略）

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪

合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 （略）

5～9 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第6項及び第7項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四 （略）

（削除）

2 （略）

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ （略）

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) （略）

(4) 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあつては、協定規則第137

自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の規則9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合するものとする。

一～三 （略）

5～9 （略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第98条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

ただし、第2号から第14号までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）には適用しない。

一～十四 （略）

十五 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版17.に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.4.から6.11.までの規定に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

2 （略）

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ （略）

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) （略）

(4) 国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 （略）

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8 tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあつては、協定規則第137

号の技術的な要件（同規則改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二～五 （略）

5 （略）

6 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
 - ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

7 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること
 - ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

号の技術的な要件（同規則改訂版の附則3に限る。）に定める方法又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二～五 （略）

5 （略）

（新設）

（新設）

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

- 一 自動車^イが直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)の車枠及び車体であって、協定規則第30号の技術的な要件に適合するタイヤを備えた自動車のもので、かつ、次に掲げるものにあつては、タイヤ以外の回転部分に係る部品の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合を除き、基準に適合しているものとみなす。

イ 指定自動車等に備えられた車枠及び車体と同一の構造を有し、同一の位置に備えられたものであつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの

ロ タイヤの次に掲げる部分以外の部分が直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していない車枠及び車体

- (1) サイドウォール部の文字又は記号がサイドウォール部から突出している部分
(2) サイドウォール部の保護帯及びリブ並びにこれらと構造上一体となってサイドウォール部から突出している部分(突出量が10mm未満である場合に限る。)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車(ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分の11)以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、パンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～20 (略)

(運転者席)

第105条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

- 一 自動車^イが直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。

(新設)

(新設)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分の11)以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、パンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～20 (略)

(運転者席)

第105条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第1項第7号の規定の適用を受ける自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Ａピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。以下第183条第1項第2号において同じ。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があつてはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 （略）

2 （略）

（座席）

第106条 （略）

2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 （略）	（略）	（略）
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5 t 以下のもの（次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く）	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一 （略） 二 協定規則第80号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八 （略）	（略）	（略）

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Ａピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。以下第183条第1項第2号において同じ。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があつてはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 （略）

2 （略）

（座席）

第106条 （略）

2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 （略）	（略）	（略）
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5 t 以下のもの（次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く）	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一 （略） 二 協定規則第80号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八 （略）	（略）	（略）

(座席ベルト等)
第108条 (略)
2～11 (略)

- 12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、同項の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。
- 一 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
 - 二 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置

- 三 (略)
- 13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。
- 一 補助座席に備える座席ベルト
 - 二 協定規則第16号(同規則第7改訂版の規則2.1.4.に限る。)に定める座席ベルト
 - 三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
 - 四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
 - 五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席(同項第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

(通路)
第111条 (略)
2～4 (略)
5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。
(窓ガラス)

- 第117条 (略)
2・3 (略)
- 4 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 (略)
 - 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの
- イ～ハ (略)
 - 三～九 (略)
- 5～8 (略)

(座席ベルト等)
第108条 (略)
2～11 (略)

- 12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、第1項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。
- 一 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
 - 二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。)に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない
 - 三 (略)
- (新設)

- (通路)
第111条 (略)
2～4 (略)
5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。
(窓ガラス)
- 第117条 (略)
2・3 (略)
- 4 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 (略)
 - 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの
- イ～ハ (略)
 - 三～九 (略)
- 5～8 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一 (略)

二 排気管は、車室内に配管されていないこと。

三 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車^{けん}が牽引する被牽引自動車^{けん}を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

八・九 (略)

4 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二 (略)

三 排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車^{けん}が牽引する被牽引自動車^{けん}を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.1.15.に限る。）

八・九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十七 (略)

十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十九～二十一 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

第145条の2 (略)

2 (略)

3 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

(後写鏡等)

第146条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

2～4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ (略)

ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準に適合すること。

二・三 (略)

6～12 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十七 (略)

十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十九～二十一 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

第145条の2 (略)

2 (略)

(新設)

(後写鏡等)

第146条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

2～4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ (略)

ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.及び16.2.3.に限る。）に定める基準に適合すること。

二・三 (略)

6～12 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第159条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(軸重等)

第163条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2又は3（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること。

二・三 (略)

四 第5輪荷重を有するものであること。
(操縦装置)

第168条

2 (略)

表1 (略)

表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 (注4、注10及び注15)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
車幅灯の操作装置	 (注4及び注15)	不要	—
車幅灯のテルテール（注9）		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

(乗車定員及び最大積載量)

第159条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(軸重等)

第163条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2であること。

二・三 (略)

(新設)
(操縦装置)

第168条 (略)

2 (略)

表1 (略)

表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 (注4及び注10)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
車幅灯の操作装置	 (注4)	不要	—
車幅灯のテルテール（注9）		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

表3・表4 (略)

4 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第176条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項、第5項及び第6項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四 (略)

2 (略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ (略)

(1)～(4) (略)

(5) 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) (略)

(4) 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 (略)

4 (略)

5 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）は次に掲げる基準に適合すること。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

二 ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下この条において同じ。）の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

三 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。この場合において、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあつては、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.8.1.及び18.1.8.3.に限る。）に適合すること。

3 (略)

表3・表4 (略)

4 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第176条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四 (略)

2 (略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ (略)

(1)～(4) (略)

(5) 国際相互承認容器細目告示第11条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) (略)

(4) 国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 (略)

4 (略)

(新設)

五 ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外との通気が十分な場所に取り付けられており、かつ、次に掲げる基準に適合すること。

イ ガス容器格納室（ガス容器又はガス容器のバルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースをいう。以下同じ。）の換気がタイヤハウス内、排気管その他の熱源に向けて行われていないこと。

ロ ガス容器格納室及び通気ダクトの取付部に緩み又はその機能を損なう損傷がないこと。

六 ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適なおおいで保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

七 ガス容器及び配管等の防熱装置又はおおいその他の適当日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

八 次に掲げる装置であってその機能を損なうおそれがある損傷のないものは第2号及び第5号から第7号までに定める基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ロ 法75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置又はこれに準ずる性能を有する燃料装置

ハ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

6 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）は次に掲げる基準に適合すること。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

二 ガス容器及び配管等の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

三 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れがないものは、この基準に適合するものとみなす。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則の規則18.1.8.2.及び18.1.8.3.に限る。）に適合すること。

五 ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適なおおいで保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

六 ガス容器及び配管等の防熱装置又はおおいその他の適当日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

（新設）

七 次に掲げる装置であつてその機能を損なうおそれがある損傷のないものは第 2 号、第 5 号及び第 6 号に定める基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ロ 法 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置又はこれに準ずる性能を有する燃料装置

ハ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(車枠及び車体)

第 178 条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第 18 条第 1 項第 2 号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)の車枠及び車体であつて、協定規則第 30 号の技術的な要件に適合するタイヤを備えた自動車のもので、かつ、次に掲げるものにあつては、タイヤ以外の回転部分に係る部品の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合を除き、基準に適合しているものとみなす。

イ 指定自動車等に備えられた車枠及び車体と同一の構造を有し、同一の位置に備えられたものであつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの

ロ タイヤの次に掲げる部分以外の部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していない車枠及び車体

(1) サイドウォール部の文字又は記号がサイドウォール部から突出している部分

(2) サイドウォール部の保護帯及びリブ並びにこれらと構造上一体となつてサイドウォール部から突出している部分 (突出量が 10mm 未満である場合に限る。)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車 (ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離 (空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。) に関し、保安基準第 18 条第 1 項第 3 号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては 20 分

(車枠及び車体)

第 178 条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第 18 条第 1 項第 2 号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの

(新設)

(新設)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離 (空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。) に関し、保安基準第 18 条第 1 項第 3 号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては 20 分の 11) 以下であることとする。

の11) 以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、パンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

(運転者席)

第183条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに道路交通法施行令第26条の3の2第1項第7号の規定の適用を受ける自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアパイザ、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があつてはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 (略)

2 (略)

(座席ベルト等)

第186条 (略)

2～11 (略)

12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、同項の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ同表の下欄に掲げる自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- 二 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置

三 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

- 一 補助座席に備える座席ベルト
- 二 協定規則第16号（同規則第7改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト
- 三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であつて運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、パンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～17 (略)

(運転者席)

第183条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアパイザ、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があつてはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 (略)

2 (略)

(座席ベルト等)

第186条 (略)

2～11 (略)

12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、第1項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- 二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない。

三 (略)

(新設)

四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席（同項第2号に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

（通路）

第189条 （略）

2～4 （略）

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第195条 （略）

2～4 （略）

5 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 （略）

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ （略）

四～九 （略）

6～9 （略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条 （略）

2～5 （略）

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

一～三 （略）

（その他の灯火等の制限）

第218条 （略）

2 （略）

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 （略）

（通路）

第189条 （略）

2～4 （略）

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第195条 （略）

2～4 （略）

5 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 （略）

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ （略）

四～九 （略）

6～9 （略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条 （略）

2～5 （略）

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二～四 （略）

（その他の灯火等の制限）

第218条 （略）

2 （略）

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 （略）

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器
六 (略)
七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
イ (略)
ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達する
ことができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）
八・九 (略)
4・5 (略)
6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化す
ることにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。
一～十七 (略)
十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自
動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器
7～13 (略)
(車線逸脱警報装置)
第223条の2 (略)
2 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつ
て車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。
(後写鏡等)
第224条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽
自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える後方等確認装
置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の
告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46
号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）
の規定が適用される後方等確認装置にあっては第1号から第5号までの基準に適合するもので
あればよい。
一～六 (略)
2～4 (略)
5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で
定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 第1項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準
イ (略)
ロ 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範
囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイン
トより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイン
トより右側に、それぞれ配置すること。ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規
則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される
後方等確認装置にあってはこの限りでない。
二・三 (略)
6～12 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
六 (略)
七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
イ (略)
ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九 (略)
4・5 (略)
6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化す
ることにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。
一～十七 (略)
十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自
動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器
7～13 (略)
(車線逸脱警報装置)
第223条の2 (略)
(新設)

(後写鏡等)
第224条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽
自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える後方等確認装
置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の
告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46
号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）
の規定が適用される後方等確認装置にあっては第1号から第5号までの基準に適合するもので
あればよい。
一～六 (略)
2～4 (略)
5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で
定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 第1項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準
イ (略)
ロ 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範
囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイン
トより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイン
トより右側に、それぞれ配置すること。ただし、協定規則第46号の技術的な要件（同規
則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される
後方等確認装置にあってはこの限りでない。
二・三 (略)
6～12 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を 1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第12改訂版の規則4.、6. から8. まで及び15. に限る。）に定める基準に適合する同規則2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 (略)

第 3 章 原動機付自転車の保安基準

第 1 節 型式認定原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(制動装置)

第242条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する 2 系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版附則 3 の9. に限る。）に適合するものに限る。）又は 1 個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版附則 3 に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第243条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の 2 第 6 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一～三 (略)

(後写鏡)

第251条 原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないもの及び最高速度

(乗車定員及び最大積載量)

第237条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を 1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第11改訂版の規則4.、6. から8. まで及び15. に限る。）に定める基準に適合する同規則2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 (略)

第 3 章 原動機付自転車の保安基準

第 1 節 型式認定原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(制動装置)

第242条 (略)

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第 3 改訂版補足第 3 改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する 2 系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第 3 改訂版補足第 3 改訂版附則 3 の9. に限る。）に適合するものに限る。）又は 1 個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第 3 改訂版補足第 3 改訂版附則 3 に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 (略)

3・4 (略)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第243条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の 2 第 6 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四 (略)

(後写鏡)

第251条 原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないもの及び最高速度

20km/h未満のものを除く。)に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

2・3 （略）

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三 （略）

第2節 型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

（制動装置）

第258条 （略）

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版附則3の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 （略）

3・4 （略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条 （略）

2～4 （略）

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

一～三 （略）

＝三 （緊急制動表示灯）

第265条の2 （略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五 （略）

20km/h未満のものを除く。)に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

2・3 （略）

4 次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三 （略）

第2節 型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

（制動装置）

第258条 （略）

2 原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九 （略）

3・4 （略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条 （略）

2～4 （略）

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

＝四 （略）

＝三 （緊急制動表示灯）

第265条の2 （略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五 （略）

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km／hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5. 1. 15. に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5. 1. 15. に限る。）

3 (略)

第3節 使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を障害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一～三 (略)

(削除)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4. 2. 7. 5. 3. (略)

4. 2. 7. 6. 取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4. 2. 7. 5. の基準に適合するものとみなす。

4. 2. 7. 7. ～4. 8. 9. (略)

4. 9. 制動灯及び補助制動灯

4. 9. 1. ～4. 9. 6. 2. (略)

4. 9. 7. 点灯操作状態表示装置等

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km／hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5. 1. 15. に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5. 1. 15. に限る。）

3 (略)

第3節 使用の過程にある原動機付自転車の保安基準の細目（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第275条 (略)

2～4 (略)

5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を障害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の2第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四 (略)

別添33 運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～4. 2. 7. 5. 3. (略)

4. 2. 7. 6. 取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4. 2. 7. 5. の基準に適合するものとみなす。

4. 2. 7. 7. ～4. 8. 9. (略)

4. 9. 制動灯及び補助制動灯

4. 9. 1. ～4. 9. 6. 2. (略)

4. 9. 7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、制動灯又は補助制動灯の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置を備えることができる。この場合において、点灯操作状態・作動状態表示装置は、制動灯及び補助制動灯が正常に機能しなくなったときに点灯し続けるものでなければならない。

- 4.9.7.1. 自動車には、制動灯又は補助制動灯の点灯操作状態及び点灯状態が正常であるか否かを運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態・作動状態表示装置を備えることができる。ただし、別添70「制動灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける制動灯を備える自動車にあっては同別添の4.1.2.2.に定める点灯操作状態・作動状態表示装置を、別添71「補助制動灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける補助制動灯を備える自動車にあっては、同別添の4.1.2.2.に定める点灯操作状態・作動状態表示装置を備えなければならない。
- 4.9.7.2. 点灯操作状態・作動状態表示装置は、制動灯及び補助制動灯が正常に機能しなくなったときに点灯し続けるものでなければならない。
- 4.9.8. ～4.10.5. (略)
- 4.11. 車幅灯
- 4.11.1. ～4.11.7.3. (略)
- 4.11.8. 点灯操作状態表示装置等
- 自動車（最高速度35km／h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車を除く。）には、車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって点滅表示によらないものを備えなければならない。ただし、別添58「車幅灯の技術基準」の4.1.1.3.2.のただし書の適用を受ける車幅灯を備える自動車にあっては、点灯操作状態表示装置のほか、同別添の4.1.1.3.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。
- 4.11.9. (略)
- 4.12. 尾灯
- 4.12.1. ～4.12.7. (略)
- 4.12.8. 点灯操作状態表示装置等
- 自動車（最高速度35km／h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車を除く。）には、尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えなければならない。ただし、別添64「尾灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける尾灯を備える自動車にあっては、点灯操作状態表示装置にのほか、同別添の4.1.2.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。
- 4.13. ～4.14.10. (略)
- 4.15. 前部上側端灯及び後部上側端灯
- 4.15.1. ～4.15.4.2. (略)
- 4.15.4.3. 車両中心線と平行な水平方向
- 4個備える前部上側端灯のうち、下側の2個にあっては、その照明部の最前縁が自動車の後端から400mm以内の可能な限り自動車の後端に近い位置であり、かつ、後写鏡又は後方等確認装置により視認できる位置に取り付けられなければならない。
- 4.15.5. ～4.15.6. (略)

- (新設)
- (新設)
- 4.9.8. ～4.10.5. (略)
- 4.11. 車幅灯
- 4.11.1. ～4.11.7.3. (略)
- 4.11.8. 点灯操作状態表示装置等
- 自動車には、車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって点滅表示によらないものを備えなければならない。ただし、最高速度35km／h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車及び車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。
- 4.11.9. (略)
- 4.12. 尾灯
- 4.12.1. ～4.12.7. (略)
- 4.12.8. 点灯操作状態表示装置等
- 自動車には、尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えなければならない。ただし、最高速度35km／h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りではない。
- 4.13. ～4.14.10. (略)
- 4.15. 前部上側端灯及び後部上側端灯
- 4.15.1. ～4.15.4.2. (略)
- 4.15.4.3. 車両中心線と平行な水平方向
- 4個備える前部上側端灯のうち、下側の2個にあっては、その照明部の最前縁と自動車の後端からの距離は400mm以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近づけて取り付けられなければならない。
- 4.15.5. ～4.15.6. (略)

4. 15. 7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、前部上側端灯及び後部上側端灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯及び尾灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えることができる。

ただし、別添59「前部上側端灯の技術基準」の4. 1. 1. 3. 2. のただし書の適用を受ける前部上側端灯を備える自動車にあっては、同別添の4. 1. 1. 3. 2. に定める作動状態表示装置を、別添67「後部上側端灯の技術基準」の4. 1. 2. 2. のただし書の適用を受ける後部上側端灯を備える自動車にあっては、同別添の4. 1. 2. 2. に定める作動状態表示装置を備えなければならない。

4. 15. 8. ～4. 22. 8. 2. (略)

4. 22. 8. 3. 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯 (4. 9. 3. 1. の規定により追加で備える種別 S 1 又は種別 S 2 の制動灯を除く。)の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

4. 22. 8. 4. ～4. 24. 8. 3. 1. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 1. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件 (同規則第4改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 8. 3. 2. ～4. 24. 8. 3. 2. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 2. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件 (同規則第4改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 9. ～4. 28. 1. (略)

4. 28. 2. 取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件 (同規則補足第18改訂版の規則6. から11. までに限る。)に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の2第1項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 28. 3. 取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5. 及び6. (6. 19. 1. 、6. 19. 7. 1及び6. 19. 7. 2を除く。)に限る。)に適合するように取り付けられなければならない。

別紙1～別紙12 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、保安基準第32条から第33条の2まで、第34条、第34条の2、第35条から第38条の2まで及び第39条から第41条の4までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置 (以下「灯火等」という。)の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2. ～5. 21. 3. (略)

4. 15. 7. 点灯操作状態表示装置等

自動車には、前部上側端灯及び後部上側端灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯及び尾灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えることができる。

4. 15. 8. ～4. 22. 8. 2. (略)

4. 22. 8. 3. 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

4. 22. 8. 4. ～4. 24. 8. 3. 1. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 1. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件 (同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 8. 3. 2. ～4. 24. 8. 3. 2. 1. (略)

4. 24. 8. 3. 2. 2. 三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件 (同規則第3改訂版の規則5. 1. 15. に限る。)

4. 24. 9. ～4. 28. 1. (略)

4. 28. 2. 取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件 (同規則補足第17改訂版の規則6. から11. までに限る。)に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の2第1項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4. 28. 3. 取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5. 及び6. (6. 19. 1. 、6. 19. 7. 1及び6. 19. 7. 2を除く。)に限る。)に適合するように取り付けられなければならない。

別紙1～別紙12 (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、保安基準第32条から第41条の3までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置 (以下「灯火等」という。)の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2. ～5. 21. 3. (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. ～別紙 1 2. 1. 1. (略)
2. 1. 2. プラスチック材料製外側レンズ付き前照灯の場合
前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次の通りとする。
粒子の大きさが $0 \sim 100\mu\text{m}$ の珪砂：
重量比で 9
粒子の大きさが $0 \sim 100\mu\text{m}$ の植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：
重量比で 1
NaCMC：
重量比で 0.2
塩化ナトリウム（純度 99％）：
重量比で 5
伝導率 $1\text{mS}/\text{m}$ 以下の蒸留水：
重量比で 13
及び表面作用剤：
 2 ± 1 滴

2. 1. 3. ～4. 6. (略)

別添58 車幅灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4. 1. 1. 3. 3. ～別紙 2 (略)

別添59 前部上側端灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4. 1. 1. 3. 3. ～別紙 2 (略)

別添60 前部反射器の技術基準

1. ～別紙 3 (略)
- 別紙 4 色度特性の判定方法
1. ～1. 2. (略)
2. 反射器を C I E（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光 A によって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V = H = 0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V = \pm 5^\circ$ 、 $H = 0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第 6 改訂版補足第 8 改訂版の規則 2. 30. に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。
3. (略)

別紙 5 ～別紙 11 (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. ～別紙 1 2. 1. 1. (略)
2. 1. 2. プラスチック材料製外側レンズ付き前照灯の場合
前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次の通りとする。
粒子の大きさが $0 \sim 100\mu\text{m}$ の珪砂：
重量比で 9
粒子の大きさが $0 \sim 100\mu\text{m}$ の植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：
重量比で 1
NaCMC：
重量比で 0.2
塩化ナトリウム（純度 99％）：
重量比で 5
伝導率 $1\mu\text{S}/\text{m}$ 以下の蒸留水：
重量比で 13
及び表面作用剤：
 2 ± 1

2. 1. 3. ～4. 6. (略)

別添58 車幅灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの車幅灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する車幅灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小50％以上となれば、この限りでない。
4. 1. 1. 3. 3. ～別紙 2 (略)

別添59 前部上側端灯の技術基準

1. ～4. 1. 1. 3. 1. (略)
4. 1. 1. 3. 2. いずれの前部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する前部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。
4. 1. 1. 3. 3. ～別紙 2 (略)

別添60 前部反射器の技術基準

1. ～別紙 3 (略)
- 別紙 4 色度特性の判定方法
1. ～1. 2. (略)
2. 反射器を C I E（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光 A によって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V = H = 0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V = \pm 5^\circ$ 、 $H = 0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第 6 改訂版補足第 7 改訂版の規則 2. 30. に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。
3. (略)

別紙 5 ～別紙 11 (略)

別添62 側方反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1. 2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2. 30. に限る。)に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙5～別紙11 (略)

別添64 尾灯の技術基準

1. ～4. 1. 2. 1. (略)

4. 1. 2. 2. いずれの尾灯も、別紙2に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 2. 3. ～別紙2 (略)

別添67 後部上側端灯

1. ～4. 1. 2. 1. (略)

4. 1. 2. 2. いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 2. 3. ～別紙2 (略)

別添68 後部反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1. 2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした場合、反射光束の3色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2. 30. に限る。)に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別添62 側方反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1. 2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2. 30. に限る。)に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙5～別紙11 (略)

別添64 尾灯の技術基準

1. ～4. 1. 2. 1. (略)

4. 1. 2. 2. いずれの尾灯も、別紙2に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 2. 3. ～別紙2 (略)

別添67 後部上側端灯

1. ～4. 1. 2. 1. (略)

4. 1. 2. 2. いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、2つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか1つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあつては、その基準軸上での光度が最小光度の50%以上となれば、この限りでない。

4. 1. 2. 3. ～別紙2 (略)

別添68 後部反射器の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. ～1. 2. (略)

2. 反射器をCIE (国際照明委員会) 公式勧告に規定される標準光Aによって、観測角 $20'$ 及び照射角 $V=H=0^\circ$ 又は無色の表面反射を生む場合には照射角 $V=\pm 5^\circ$ 、 $H=0^\circ$ で照らした場合、反射光束の3色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号の技術的な要件 (同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則2. 30. に限る。)に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙 5 ～別紙 11 （略）

別添 81 直前直左確認鏡の技術基準

1. ・ 2. （略）

3. 一般要件

3. 1. （略）

3. 2. 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるものとして協定規則第 46 号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第 4 改訂版の規則 6. 3. に限る。）又は別添 79 「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

3. 3. ～ 3. 4. 3. （略）

3. 5. キャブオーバ型大型貨物自動車等に備える鏡その他の装置は、次の基準に適合するもの又はこれと同程度以上の性能を有しているものでなければならない。

ただし、協定規則第 46 号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第 4 改訂版の規則 15. に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

3. 5. 1. ～別紙 1 （略）

別添 91 連節バスの構造要件

1. ・ 2. （略）

3. 連節バスの構造要件

3. 1. 連節部

3. 1. 1. 旅客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3. 1. 2. ～ 3. 1. 4. （略）

3. 1. 5. 次の 3. 1. 5. 1. 及び 3. 1. 5. 2. に掲げる連節部の場所は、旅客が乗車することができないような構造であること。

3. 1. 5. 1. ・ 3. 1. 5. 2. （略）

3. 1. 6. 連節部付近の見やすい位置に、旅客に対する注意事項を表示すること。

3. 2. 連結部

3. 2. 1. 連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であり、この両軸は、車両の中心軸に対して直角であること。

3. 2. 2. （略）

3. 3. 乗降口の数及び位置

3. 3. 1. 乗降口は、2 か所以上とし、次の 3. 3. 1. 1. から 3. 3. 1. 3. までの要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3. 3. 1. 1. ～ 3. 3. 1. 3. （略）

別紙 5 ～別紙 11 （略）

別添 81 直前直左確認鏡の技術基準

1. ・ 2. （略）

3. 一般要件

3. 1. （略）

3. 2. 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるものとして協定規則第 46 号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第 3 改訂版の規則 6. 3. に限る。）又は別添 79 「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

3. 3. ～ 3. 4. 3. （略）

3. 5. キャブオーバ型大型貨物自動車等に備える鏡その他の装置は、次の基準に適合するもの又はこれと同程度以上の性能を有しているものでなければならない。

ただし、協定規則第 46 号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第 3 改訂版の規則 15. に限る。）に適合する後方等確認装置を備える場合にあってはこの限りでない。

3. 5. 1. ～別紙 1 （略）

別添 91 連節バスの構造要件

1. ・ 2. （略）

3. 連節バスの構造要件

3. 1. 連節部

3. 1. 1. 乗客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。

3. 1. 2. ～ 3. 1. 4. （略）

3. 1. 5. 次の 3. 1. 5. 1. 及び 3. 1. 5. 2. に掲げる連節部の場所は、乗客が乗車することができないような構造であること。

3. 1. 5. 1. ・ 3. 1. 5. 2. （略）

3. 1. 6. 連節部付近の見やすい位置に、乗客に対する注意事項を表示すること。

3. 2. 連結部

3. 2. 1. 連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であること。なお、この両軸は、連結部の中心で交差し車両の中心軸に対して直角であること。

3. 2. 2. （略）

3. 3. 乗降口の数及び位置

3. 3. 1. 乗降口は、2 か所以上とし、次の 3. 3. 1. 1. から 3. 3. 1. 3. の要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。

3. 3. 1. 1. ～ 3. 3. 1. 3. （略）

3. 4. (略)

3. 5. 扉の開閉（制御）方法

3. 5. 1. 扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室の扉付近には開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。
(削除)

3. 6. 扉非常開放装置

自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常開放装置を備え、かつ、非常の際に旅客が扉を開放するための方法を表示すること。

3. 7. 前車室内の安全確認装置

3. 7. 1. 運転者が運転者席において前車室内の旅客の状況を確認することができる3. 7. 1. 1. 又は3. 7. 1. 2. に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部付近に備え、又はモニター装置を運転者席付近に備えること。

3. 7. 1. 1. 平面鏡にあつては、有効寸法130mm以上×280mm以上とする。

3. 7. 1. 2. 凸面鏡にあつては、有効寸法155mm以上×300mm以上、曲率半径1000mm以上とする。

3. 8. ・3. 9. (略)

3. 10. 後車室内の安全確認装置等

3. 10. 1. 運転者席付近には、運転者が後車室内の旅客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3. 10. 2. 運転者席付近には、運転者が後車室の旅客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。

3. 10. 3. 後車室には、旅客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベルその他の通報装置）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。

3. 11. 前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認する装置

前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。

3. 11. 1. 直接確認方式の装置

3. 11. 1. 1. 前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法280mmφ以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）をそれぞれ備えること。また、後写鏡に代えて後扉付近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席付近に備えることができる。

3. 11. 1. 2. 前車室の後扉の乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3. 4. (略)

3. 5. 扉の開閉（制御）方法

3. 5. 1. 扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室扉付近には開閉の予告ブザーを備えること。

3. 5. 2. 前車室の後扉及び後車室扉付近には、ブザーが鳴ると扉が自動開閉する旨の表示をすること。

3. 6. 扉非常閉鎖コック

自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常閉鎖コックを備えること。

3. 7. 前車室内の安全確認装置

運転者席付近には、運転者が前車室の乗客の状況を確認できる後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）又はモニター装置を車室内に備えること。この場合において、後写鏡は前部窓上部付近に備えること。

(新設)

(新設)

(新設)

3. 8. ・3. 9. (略)

3. 10. 後車室内の安全確認装置等

3. 10. 1. 運転者席付近には、運転者が後車室内の乗客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3. 10. 2. 運転者席付近には、運転者が後車室の乗客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。

3. 10. 3. 後車室には、乗客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベル等）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。

3. 11. 前車室の後扉の階段上の乗客を運転者が確認する装置

前車室の後扉の階段上の乗客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。

3. 11. 1. 直接確認方式の装置

3. 11. 1. 1. 前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法約280mmφ、曲率1000mmRの凸面鏡）をそれぞれ備える、又は運転者席付近にモニター装置を備えること。

3. 11. 1. 2. 乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.11.2. 間接確認方式の装置

3.11.2.1. 前車室の後扉の乗降口の踏段（踏段を有しない場合であって、扉がスライド式（車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。）のものにあつては、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行120mmにおける範囲の床面とし、扉が折り畳み式のものにあつては、乗降口の出入口付近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面とする。）上に旅客がいるときは、扉が開閉できない構造であること。

3.11.2.2. 前車室の後扉は、速度が5km/hを超えた状態において開閉しないこと。（削除）

3.12. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認する装置

3.12.1. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。

3.12.1.1. 運転者席付近に備える、後車室の扉付近の旅客を確認できるモニター装置

3.12.1.2. （略）

3.12.1.3. 後車室の扉の乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.13. 車外安全確認装置

3.13.1. 運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300mm以上×143mm以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3.13.2. （略）

3.13.3. 前車室の後扉及び後車室の扉の乗降口の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上遅延して消灯する20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.14. 車外用放送装置等

3.14.1. 次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。

3.14.1.1. 運転者が危険等を感知した際に、運転者の意志を車外の旅客等に容易に伝えることができる車外用放送装置

3.14.1.2. 後乗りバスにあつては、乗車口付近の旅客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）

3.14.2. 運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニター装置により確認する場合には、旅客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。

3.11.2. 間接確認方式の装置

3.11.2.1. 乗客が踏段上にいる場合には、扉が閉まらない構造とすること。

3.11.2.2. 扉の開閉装置は、扉を閉じた後又は運行中に扉が開かない構造とすること。

3.11.2.3. 扉の開閉装置を操作するスイッチは、運行中の振動又はがた等によって誤作動するおそれのないものであること。

3.12. 後車室の扉の踏段上の乗客を運転者が確認する装置

3.12.1. 後車室の扉の踏段上の乗客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。

3.12.1.1. 運転者席付近に備える、後車室の扉の踏段上の乗客を確認できるモニター装置

3.12.1.2. （略）

（新設）

3.13. 車外安全確認装置

3.13.1. 運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300mm×143mm、曲率約1000mm Rの凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3.13.2. （略）

3.13.3. 乗車口の外側上部に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。なお、当該装置は開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上たってから消灯する構造とすること。

3.14. 車外用放送装置等

3.14.1. 次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。

3.14.1.1. 運転者が危険等を感知した際に、運転者の意志を車外の乗客等に容易に伝えることができる車外用放送装置

3.14.1.2. 後乗りバスにあつては、乗車口付近の乗客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）

3.14.2. 運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニターにより確認する場合には、乗客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。

3.15. 旅客降車合図用ブザー又は単打ベル

旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

3.16. 後輪巻込防止装置

ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、空車状態における後輪巻込防止装置の下縁の取付高さが地上300mm以下となるように取り付けられていること。

(削除)

(削除)

3.17. (略)

3.18. (略)

3.19. 火災感知器等

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知器を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添92 2階建バスの構造要件

項 目	構 造 要 件
1. ・2. (略)	(略)
3. 安全確認装置等	1. ・2. (略) 3. 2階客室には、旅客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。
4. 座席等	1. (略) 2. 2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において旅客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。
5. (略)	(略)

3.15. 乗客降車合図用ブザー又は単打ベル

3.15.1. 降車合図用のブザー又は単打ベルの押しボタンを次の3.15.1.1.又は3.15.1.2.のいずれかの位置に備えること。

3.15.1.1. 各側窓柱

3.15.1.2. 1か所おきの側窓柱及び当該側窓柱に隣接した側窓柱付近の天井

3.15.2. 押しボタンの付近には、その使用方法を表示すること。

3.16. 後輪巻込防止装置

乗降口をホイールベース間に備える場合には、空車時において取付地上高250mm以下の後輪巻込防止装置を備えること。

3.17. 乗降口扉の表示

乗降口扉の内側及び外側付近には、出口、入口等の表示をすること。

3.18. 側方灯又は側方反射器

連節バスの最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの付近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。

3.19. (略)

3.20. (略)

3.21. 火災報知器

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知機を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。

別添92 2階建バスの構造要件

項 目	構 造 要 件
1. ・2. (略)	(略)
3. 安全確認装置等	1. ・2. (略) 3. 2階客室には、乗客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。
4. 座席等	1. (略) 2. 2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において乗客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。
5. (略)	(略)

6. 非常脱出口 (非常時に2階客室から1 回客室に脱出するための開 口部をいう。)	非常脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 非常脱出口は、通常時には <u>旅客</u> が安全に通行できるように 踏板で確実に覆われており、非常時には1階又は2階から容 易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方 法等が見易いように表示されていること。
7. ～9. (略)	(略)

〔注〕最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

1) (略)

2) 乗務員が定位置に乗車し、かつ、2階客室のすべての座席に旅客が乗車した状態（以下
「2階客室等乗車状態」という。）の乗車人員の重心高を算出する。

3) (略)

別添105 再帰反射材の技術基準

1. ～別紙3 (略)

別紙4 色度特性の判定方法

1. (略)

2. C I E標準光Aで、入射角 $\beta_1=\beta_2=0^\circ$ （この条件で鏡面反射が生じる場合には、 $\beta_1=0^\circ$ 、
 $\beta_2=+5^\circ$ の範囲内の値としてよい。）、観測角 $\alpha=20'$ で測定した時、新しい状態での色度特
性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則
第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色
度座標の範囲内になければならない。

別紙5・6 (略)

別添118 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準

1. ～2.14. (略)

2.15. 「パージ」とは、燃料電池システムの制御により、燃料電池システム内の水素を含むガ
スを外部へ排出すること（容器安全弁及び圧力逃がし弁による放出を除く。）をいう。

2.16. ～3.3.1.2.4. (略)

3.3.1.3. 容器安全弁以外の過圧防止安全装置を減圧弁下流の水素システムに使用することがで
きる、容器安全弁以外の過圧防止安全装置から水素ガスを排出する際は、次の3.3.1.3.1.から
3.3.1.3.4.までに適合するものでなければならない。

3.3.1.3.1. ～3.8.5. (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十条、第九十八条及び第七十六条の改正規定は、平成二十九年六月三十日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示
道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（制動装置）
第九条（略）

2 16（略）

17 平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項の規定（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則（以下「協定規則」という。）第十三号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5・2・22・4・に限定。）に係る部分に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。

18 49（略）

50 平成三十三年九月三十日以前に製作された自動車（平成三十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省令第六百四十号）による改正前の細目告示第十五条第四項及び第九十三条第四項の規定に適合するものであればよい。

（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

第十条（略）

2 4（略）

5 牽引自動車と指定自動車等以外の被牽引自動車であつて車両総重量三・五トン以下のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、細目告示第九十四条の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第九十四条の規定に適合するものであればよい。

（燃料装置）
第十二条（略）

2 9（略）

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第六号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.1.に限定。以下第96条において同じ。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.1.に限定。以下第96条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一・二（略）

（制動装置）
第九条（略）

2 16（略）

17 平成二十六年一月二十九日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5・2・22・4・に限定。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第七十三号）による改正前の細目告示別添十二3・2・22・4・の規定に適合するものであればよい。

18 49（略）

（新設）

第十条（略）

2 4（略）

（新設）

（燃料装置）
第十二条（略）

2 9（略）

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第六号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.1.に限定。以下第96条において同じ。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.1.に限定。以下第96条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一・二（略）

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一・二 （略）

（削除）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項及び第五項、第九十八条第一項及び第六項並びに第七十六条第一項及び第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第二百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

一・三 （略）

5・12 （略）

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二 （略）

（削除）

（電気装置）

第十四条 （略）

2・17 （略）

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二 （略）

（削除）

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一・二 （略）

三 平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第七十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第二百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

一・三 （略）

5・12 （略）

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二 （略）

三 平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（電気装置）

第十四条 （略）

2・17 （略）

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二 （略）

三 平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(車枠及び車体)	
第十五条 (略)	
2、30 (略)	
31	次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。
一・二 (略)	
(削除)	
32 (略)	
(乗車装置)	
第十八条 (略)	
2・3 (略)	
4	細目告示第二十六條第二項及び第百四條第二項の規定は、 <u>当分の間、細目告示第二十六條第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第2改訂版の6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）とあり、及び第百四條第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることとなるものとする。</u>
5 (略)	
(座席)	
第十九条 (略)	
2・3 (略)	
4	平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八條第六項及び第百六條第六項の表七欄中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足第2改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」 <u>「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足第2改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準」</u> 「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足第2改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」 <u>「協定規則第80号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準」</u> 及び「協定規則第80号の技術的な要件に定める基準」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」」と読み替えることとなるものとする。

(車枠及び車体)	
第十五条 (略)	
2、30 (略)	
31	次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二條第八項及び第百條第八項の規定に適合するものであればよい。
一・二 (略)	
三 平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあつては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	
32 (略)	
(乗車装置)	
第十八条 (略)	
2・3 (略)	
4	細目告示第二十六條第二項及び第百四條第二項の規定は、 <u>当分の間、細目告示第二十六條第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則改訂版の6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）とあり、及び第百四條第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第11改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることとなるものとする。</u>
5 (略)	
(座席)	
第十九条 (略)	
2・3 (略)	
4	平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八條第六項及び第百六條第七項の表七欄中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足第2改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」 <u>「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足第2改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準」</u> 「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第8改訂版補足第2改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」 <u>「協定規則第80号の技術的な要件（同規則第3改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準」</u> 及び「協定規則第80号の技術的な要件に定める基準」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」」と読み替えることとなるものとする。

口 平成三十四年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成三十四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
ハ 国土交通大臣が定める自動車
(年少者用補助乗車装置等)

第二十二条 (略)

2 保安基準第二十二條の五第三項並びに細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十二改訂版の規則4・6・から8・まで及び15・に限る。)の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第九百七十八号)による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

3 (略)

10 細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定は、当分の間(協定規則第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十二改訂版の規則17・16・に限る。)に定める年少者用補助乗車装置にあつては、平成三十二年八月三十一日(法第七十五條の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては平成二十九年八月三十一日)までの間)、細目告示第三十二條第二項中「協定規則第129号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則4・6及び7・に限る。第110条において同じ。)」とあり、及び第一百十條第二項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4・6から8・まで及び15・に限る。)」と読み替へるものとす。

11 (略)

12 平成三十四年八月三十一日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置及び平成三十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものについては、細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第六百四十号)による改正前の細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項に適合するものであればよい。

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第二十八條 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
(削除)	(削除)
一〇五 (略)	(略)

(年少者用補助乗車装置等)

第二十二条 (略)

2 保安基準第二十二條の五第三項並びに細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則(以下「協定規則」という)第四十四号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第十一改訂版の規則4・6・から8・まで及び15・に限る。)の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第九百七十八号)による改正前の細目告示別添三十五の基準に適合するものであればよい。

3 (略)

10 細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定は、当分の間、細目告示第三十二條第二項中「協定規則第129号の技術的な要件(同規則改訂版の規則4・6及び7・に限る。第110条において同じ。)」とあり、及び第一百十條第二項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4・6から8・まで及び15・に限る。)」と読み替へるものとす。

11 (略)

(新設)

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第二十八條 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された自動車	細目告示第四十一條第六項第一号、第一百九條第六項第一号及び第九十七條第六項第一号中「又は右向き」の規定
二〇六 (略)	(略)

(制動装置) 第六十二条 (略) 2 12 (略) 13 平成三十三年九月三十日以前に製作された原動機付自転車 (平成三十年十月一日以降に型式の認定を受けた原動機付自転車を除く。) については、細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (平成二十九年国土交通省告示第六百四十号) による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。 (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置) (削除) 第六十三条 (略) 2 11 (略)	
(制動装置) 第六十二条 (略) 2 12 (略) (新設) (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置) 第六十三条 昭和四十六年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第二百四十三条第四項第一号、第二百五十九条第四項第一号及び第二百七十五条第四項第一号の規定は、同号中「左向き又は右向き」とあるのを「左向き」と読み替えて適用する。 2 3 12 (略)	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第四項の改正規定は、平成二十九年六月三十日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 山本 有二

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一 五（略） 六 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車にあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、細目告示第二十八条第一項第四号、第百六条第一項第四号及び第百八十四条第一項第四号の規定 七十一（略）	第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一 五（略） 六 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車にあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第二十二条の五第一項及び細目告示第二十八条第一項第四号の規定 七十一（略）

第二条 保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 細目告示第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで並びに第七項、第十六条第二項、第二十条第三項第一号、第五項第一号及び第六項第一号、第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八号第一項第一号、第六十九号第二項第二号、第九十三号第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四号第二項、第九十八第三項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第一百九条第六項第一号、第二百二十六条第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九条第三項第七号、第三百三十条第一項第三号及び第四号、第三百三十一条第一項第三号、第三百三十二条第三項第三号から第五号まで、第三百三十四条第一項第四号及び第三項第四号（第三百三十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三百三十六条第三項第五号、第三百三十七条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第四百四十六号第一項第三号、第四百四十七号第三項第二号、第四百七十一号第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第一百七十二条第二項（第一百七十一条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第五項及び第七項、第一百七十六号第三項第一号、第五項第一号及び第六項第一号、第一百九十七号第六項第一号、第二百四号第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百八条第一項第三号及び第四号、第二百九条第一項第三号、第二百十号第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号及び第三項第四号（第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十四条第三項第五号、第二百十五号第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四条第一項第三号並びに第二百二十五条第三項第二号の規定

三、五 (略)

第二条 保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 細目告示第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで並びに第七項、第十六条第二項、第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八号第一項第一号、第六十九号第二項第二号、第九十三号第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四号第二項、第九十八第三項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第一百九条第六項第一号、第二百二十六条第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九条第三項第七号、第三百三十条第一項第三号及び第四号、第三百三十一条第一項第三号、第三百三十二条第三項第三号から第五号まで、第三百三十四条第一項第四号及び第三項第四号（第三百三十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三百三十六条第三項第五号、第三百三十七条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第四百四十六号第一項第三号、第四百四十七号第三項第二号、第四百七十一号第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第一百七十二条第二項（第一百七十一条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第五項及び第七項、第一百七十六号第六項第一号、第二百四号第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百八条第一項第三号及び第四号、第二百九条第一項第三号、第二百十号第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号及び第三項第四号（第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十四条第三項第五号、第二百十五号第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四条第一項第三号並びに第二百二十五条第三項第二号の規定

三、五 (略)

附 則
この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十九年六月三十日から施行する。

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 23 日

国土交通省地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部運輸安全課長 殿
独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長 殿
軽自動車検査協会検査部検査企画課長 殿

国土交通省自動車局
技術政策課 基準班長
整備課 検査班長

回転部分の突出に係る取り扱いについて

標記について、6月22日付で細目告示及び審査事務規程が改正されたことにより、自動車検査等における取り扱いが見直されることとなったところですが、当該基準の趣旨及び改正の背景を別添のとおりお知らせ致しますので、不正改造が助長されるような対応がなされないよう、職員に対して周知頂けますようお願い致します。

問 平成 29 年 6 月 22 日付の細目告示改正及び審査事務規程改正により、これまで禁止されていた車体からのタイヤ突出が 10mm 未満許容された理由・考え方如何。

(答)

- 平成 29 年 6 月 22 日付の細目告示改正においては、走行装置の回転部分の突出の規定にかかるタイヤの取り扱いを国際調和したところ。

この結果、当該規定の適用に当たり、

- (1) サイドウォール部の文字・記号
- (2) サイドウォール部の保護帯及びリブ並びにこれらと構造上一体となっているサイドウォール部から突出している部分（突出量が 10mm 未満のものに限る）

はタイヤの一部とみなさず、したがって、その部分の突出は、保安基準に適合するものとみなすこととされた。



※上図タイヤの「SW（断面幅）」部が車両の外側方向に突出していないこと。

- これを受けて同日付の審査事務規程改正においては、検査の実行性の観点から、上記(1)、(2)に限らず、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす旨が示されたところ。

- このように、今次の審査事務規程改正は、車体からのタイヤの突出の危険性に鑑み不正改造を禁止する基本的考え方を変更するものではないが、タイヤの取り扱いの国際調和を受けて、回転部分の突出にかかる審査の方法（見方）を見直したものであり、結果として突出量が10mm未満のものは「外側方向に突出していないもの」とみなすこととなる。